

○飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付要綱

平成23年3月23日告示第16号

改正 令和5年3月31日告示第41号

飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野生鳥獣が人里に出没しにくい環境を整備し、有害鳥獣による農作物及び生活環境への被害を防止するため、区、地区区長会、農林業者等又は市長が適当と認める団体が実施する防護柵等の設置に要する経費に対し、予算の範囲内で交付金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 有害鳥獣 農作物及び生活環境へ被害を及ぼすイノシシ、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、ニホンカモシカ、タヌキ、ハクビシン、アライグマその他獣又はカラス、ムクドリその他鳥をいう。
- (2) 防護柵等 有害鳥獣から農作物及び生活環境を守るための防護柵、電気柵、忌避装置、防鳥用ネット及びテグスをいう。
- (3) 農林業者等 次のア又はイに掲げるものをいう。
ア 周囲が山林又はやぶ地に囲まれた土地の所有者又は耕作者のいずれかの者であつて、当該土地において農業を営むもの
イ 畜産業を営む者
- (4) 緩衝林帯 里山林（人が居住する地域の周辺に広がる森林をいう。）の範囲内で、住宅、道路又は農用地の境界から山林に向かって概ね20メートル以内の範囲をいう。
- (5) 整備費 剪定、間伐又は主伐作業に係る委託費及び賃金をいう。

(交付対象者)

第3条 交付金の対象となる者は、区、地区区長会、市長が適当と認める団体（以下これらを「団体等」という。）又は農林業者等とする。

(交付対象経費及び交付額)

第4条 交付金の交付対象となる経費及び交付額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 団体等が有害鳥獣防除のために設置する防護柵等の購入費 10分の9以内

- (2) 団体等が防護柵等を設置するために必要な周辺整備に係る委託費及び賃金 10分の9以内
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、団体等が行う防護柵等の設置又は管理に必要なもののうち、市長が必要と認める経費 10分の9以内
 - (4) 農林業者等が有害鳥獣防除のために設置する防護柵等の購入費（8万円以上の購入費に限る。） 2分の1以内。ただし、交付額は4万円以上8万円以下とする。
 - (5) 農林業者等が防護柵等を設置するために必要な周辺整備に係る委託費及び賃金 2分の1以内
 - (6) 農林業者等が有害鳥獣防除のために行う緩衝林帯の整備費（伐採した原木を売買したことによる収入があった場合は、当該整備費から当該収入額を減じた額とする。） 2分の1以内
- 2 国及び県の補助金等を受けて行う事業においては、前項に規定する交付対象となる経費は、その補助金額等を除いた額とする。
- 3 交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（再申請の制限）

第4条の2 第4条第1項第1号又は第4号の規定により交付金の交付を受けた者（住民基本台帳上の同一世帯に属する者を含む。次項において同じ。）は、当該交付を受けた日の翌日から起算して5年を経過しなければ、再び同一の規定による交付金の申請はできないものとする。

2 第4条第1項第2号、第3号、第5号又は第6号の規定により交付金の交付を受けた者は、同一の土地において同一の規定による交付金の申請はできないものとする。

（交付金交付の条件）

第5条 交付金の交付の条件は次のとおりとし、実施されないときは、交付金の全部を返納するものとする。

- (1) 交付金を受けた防護柵等は、事業終了年度の翌年度から起算して5年間はこれを設置すること。
- (2) 設置した防護柵等は、適切に維持管理すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、交付金の目的を達成するため必要があると認めるときは、経費の使用法又は事業の実施方法について条件を付することができる。

（交付申請書の様式）

第6条 規則第3条に規定する申請書は、飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

（実績報告書）

第7条 規則第12条第1項に規定する実績報告書は、飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金実績報告書（様式第2号）によるものとする。

2 前項に規定する書類の提出期限は、事業完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（交付金交付の請求）

第8条 交付金の交付を請求しようとするときは、飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第41号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の飯山市有害鳥獣防除対策事業交付金交付要綱第4条の2の規定は、この要綱の施行の日以後に申請を受理される者から適用し、同日前に申請を受理された者については、なお従前の例による。